

乗務員の業務等の見直しを考える③

本当に働きやすさの向上が期待できるのか!?

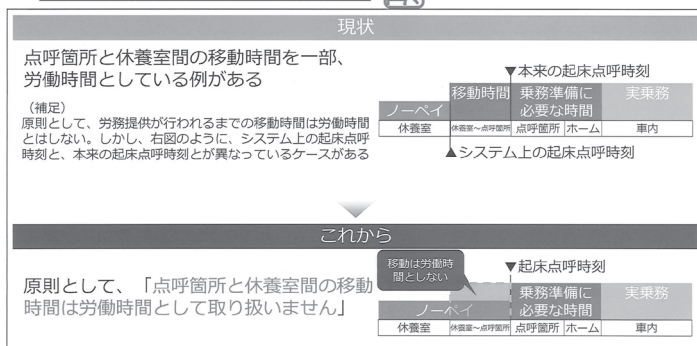
今回の提案では、「点呼箇所から
休養室間の移動時間は、労働時間
として取り扱わない」としています。

それにより「起床点呼時刻が遅く
なる場合があり、
働きやすさの向上
を期待できます」
と、説明しています。



見直しを行う項目

点呼箇所と休養室間の移動時間の取扱い



見直しのポイント

起床点呼時刻が遅くなる場合があり、働きやすさの向上を期待できます

移動時間は厚生労働省の「ガイドライン」の労働時間に当たらないのか!?

サービス残業が問題となったことで、厚生労働省は、「労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる」とした通達を出しています。(2017年1月20日)

会社も、「サービス残業はあってはならない」と、厳格な労働時間管理を行っています。

なぜ今になって変更が必要になったのでしょうか? 制服で乗務するための移動は労働時間であるべきです!

制服を着用して移動している時間は

労働時間だ!!